

長井市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 27,257	千円 14,993,098	千円 468,602	千円 2,158,468	% 14.4	% 13.6

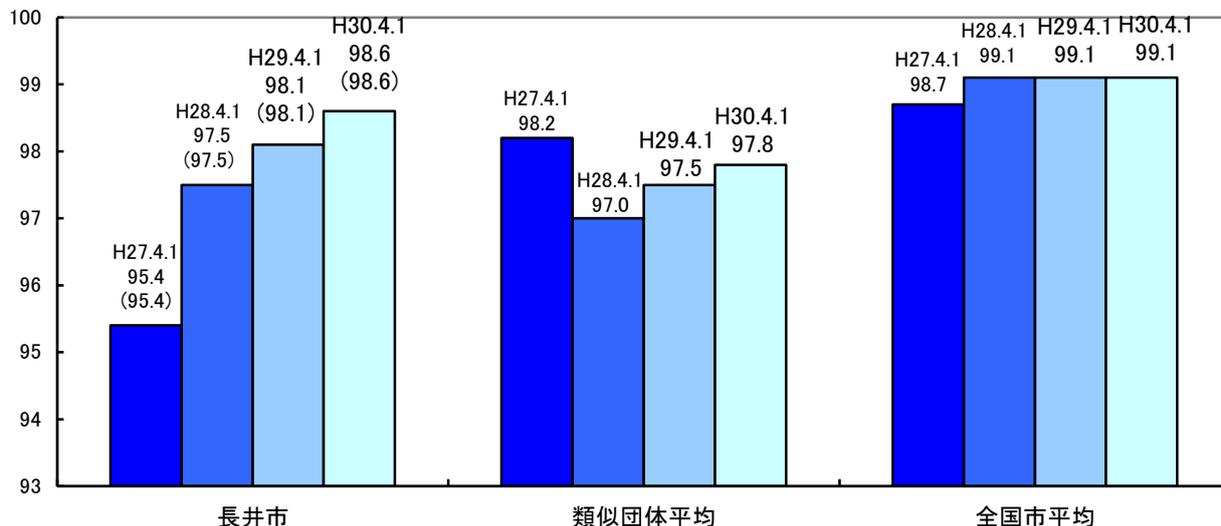
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	人 238	千円 898,147	千円 146,163	千円 352,223	千円 1,396,533

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,542	千円 5,736

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①, ② : 理由

平成29年4月1日において、ラスパイレス指数に対して影響が大きい階層に属する職員の昇格（主査・補佐への昇格）が多かった。今後も、給与の適正化及び適切な制度運用に努める。

(4) 給与改定の状況 ※長井市は人事委員会の設置していないため未記載

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国、県の勧告を踏まえ、若年層で最大5,700円の引き上げ、高齢層では最大8,800円の引き下げとする。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20%に対し、長井市においても20%を支給。
 （実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は18%、給与改定後は平成27年4月に遡及し18.5%、平成28年4月1日から20%を支給。

（参考）

地域区分：東京都特別区

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%
長井市の支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%

地域区分：宮城県仙台市

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%
長井市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長井市	39.8歳	303,000円	360,429円	331,346円
山形県	44.6歳	340,900円	424,600円	368,000円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	42.1歳	315,170円	373,014円	343,420円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長井市	51.4歳	15人	345,200円	372,020円	368,075円	—	—	—	—
うち用務員	50.5歳	9人	341,000円	365,488円	364,613円	用務員	55.6歳	207,200円	1.76
うち自動車運転手	52.8歳	6人	351,400円	381,533円	373,125円	自動車運転手 (山形県)	55.8歳	207,500円	1.84
うち	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形県	49.8歳	495人	336,500円	377,100円	356,000円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,533人	286,817円	328,637円	328,637円	—	—	—	—
類似団体	51.3歳	18人	299,735円	328,925円	312,342円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長井市	—	—	—
うち用務員	6,287,144円	2,808,700円	2.2
うち自動車運転手	6,582,729円	2,945,200円	2.2
うち	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区	分	長井市	山形県	国
一般行政職	大学卒	182,100円	182,100円	179,200円
	高校卒	149,300円	149,300円	147,100円
技能労務職	高校卒	144,500円	144,700円	—
	中学卒	—	131,700円	—

※初任給は各人の経歴により異なる。

※国の初任給は一般試験(旧Ⅱ種、Ⅲ種試験)に合格した場合のものである。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

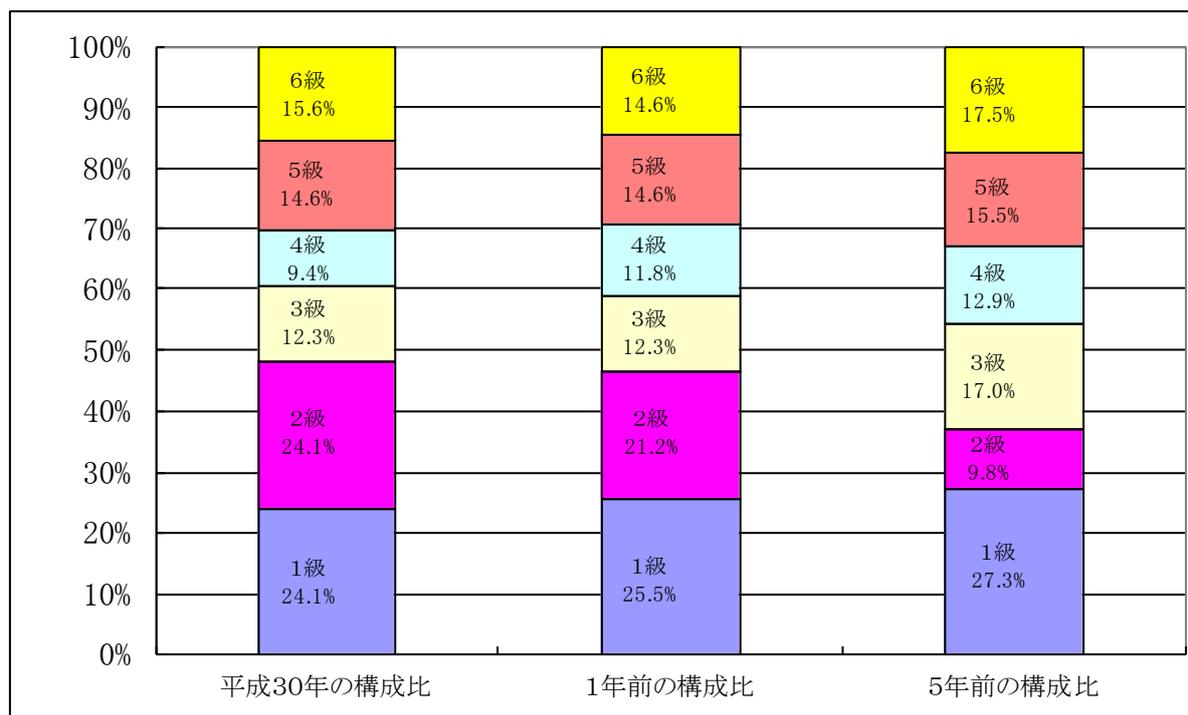
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,800円	367,000円	385,400円	405,700円
	高校卒	245,700円	311,300円	362,200円	387,900円
技能労務職	高校卒	—	315,800円	339,400円	348,600円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

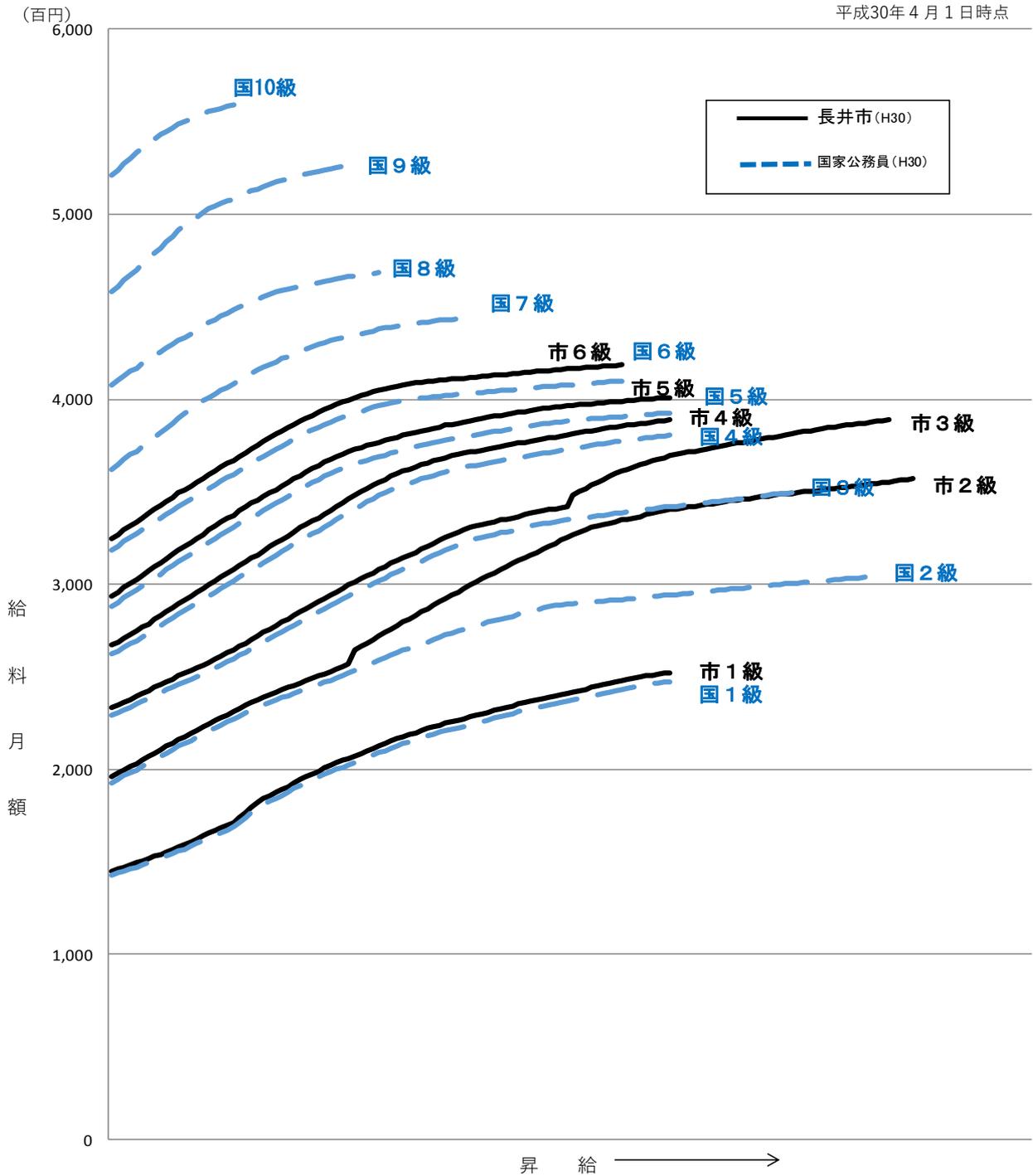
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	戦略監、参事、課長、主幹	33人	15.6%	325,200円	418,600円
5級	補佐	31人	14.6%	294,000円	401,100円
4級	主査	20人	9.4%	267,500円	388,900円
3級	係長	26人	12.3%	233,900円	388,900円
2級	主任	51人	24.1%	197,100円	357,200円
1級	主事、保健師、技師	51人	24.1%	146,200円	252,300円

- (注) 1 長井市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成30年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（長井市）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長井市	山形県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,413千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,707千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.75月分 （1.40）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長井市）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

長 井 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)			
1人当たり平均支給額	18,175 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		700 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		350,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
仙台市	6 %	1 人	6 %
東京都特別区	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

平成18年4月1日から特殊勤務手当は全廃いたしました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	62,293 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	304 千円
支給実績（28年度決算）	59,094 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	297 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （29年度決算）
扶養手当	・配偶者・父母等6,500円、子10,000円 ・16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円を加算	同じ	—	24,518千円	216,973円
住居手当	貸家・借間に居住する職員に支給 ・借家：家賃に応じた額 限度額27,000円	同じ	—	15,247千円	287,679円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関利用運賃相当額限度額55,000円 ・交通用具使用通勤距離区分に応じた定額限度額31,300円	異なる	・交通用具使用者の手当限度額（国）31,600円	7,194千円	58,967円
単身赴任手当	公署に異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給 ・基準額30,000円 ・距離区分に応じて加算（月額最高70,000円）	同じ	—	1,008千円	504,000円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 ・職に応じた定額 83,000円、72,700円、62,300円、51,900円、41,500円、30,100円	異なる	・戦略監級、参事級、課長級の一部、主幹級の手当が異なる	19,958千円	604,787円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たり給料額×135/100×勤務時間数	同じ	—	724千円	12,701円
夜間勤務当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合に支給 ・午後10時～午前5時 100分の25	同じ	—	一千円	一円
寒冷地手当	寒冷の在勤する職員に支給 本庁舎所在地4級地 ・職員の世帯区分に応じた定額 最高17,800円	同じ	—	15,352千円	67,333千円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	920,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 980,000円 / 430,000円
	副 市 町 村 長	695,000 円	794,000円 / 512,000円

報酬	議長	435,000 円 () 円)	528,000円 / 327,000円
	副議長	385,000 円 () 円)	462,000円 / 279,000円
	議員	360,000 円 () 円)	431,000円 / 259,000円
期末手当	市区町村長 副市長	(29年度支給割合) 給与月額に40%を加算した額の3.25月分	
	議長 副議長	(29年度支給割合) 給与月額に40%を加算した額の3.25月分	
退職手当	市区町村長 副市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 920,000円×在職月数×0.567 25,038,720円 通算(希望により任期毎) 695,000円×在職月数×0.331 11,042,160円 通算(希望により任期毎)	
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

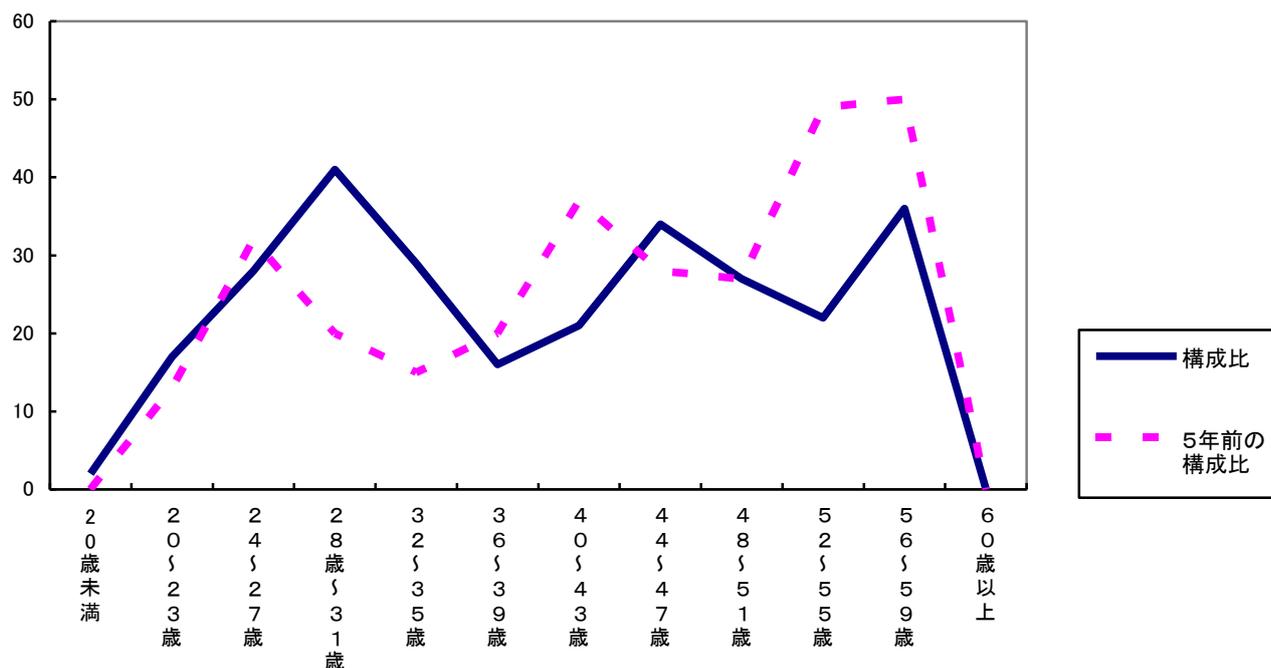
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門		区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年	平成29年	平成30年		
普通 会計 部門	一般行政 部門	議会	5	5	0	正職員の配置 事務の効率化 退職者の不補充	
		会務	73	73	0		
		事務	15	16	1		
		衛生	32	31	△1		
		衛生	18	17	△1		
労働		0	0	0			
水		21	21	0			
農工商		17	19	2			
土木	23	23	0				
	計	204	205	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.21人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 63.28人)		
	教育部門	34	34	0			
	小計	238	239	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.68人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 82.04人)		
公営 企業 等 部門	水道	7	7	0	退職者の不補充		
	下水道	7	6	△1			
	その他	21	21	0			
	小計	35	34	△1			
合計		273 [403]	273 [403]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.16人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	17人	28人	41人	29人	16人	21人	34人	27人	22人	36人	0人	273人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	197	198	199	201	204	205	8(4.1%)
教育	32	32	32	32	34	34	2(6.3%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(-%)
普通会計計	229	230	231	233	238	239	10(4.4%)
公営企業等会計計	37	37	37	36	35	34	△3(△8.1%)
総合計	266	267	268	269	273	273	7(2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	569,910	90,277	26,007	4.6	4.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 16,070 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	8	27,401	3,685	10,991	42,077	5,260	6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長井市	45.1歳	292,729円	438,333円
団体平均	44.2歳	341,066円	511,425円
事業者	—歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 井 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（29年度） 1,374千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,505千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 一月分 ()月分 勤勉手当 一月分 ()月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

長 井 市			市町村（一般行政職・団体平均等）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19,6695月分	24.586875月分	勤続20年	—	月分	—
勤続25年	28,0395月分	33.27075月分	勤続25年	—	月分	—
勤続35年	39,7575月分	47.709月分	勤続35年	—	月分	—
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	—	月分	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置			
（退職時特別昇給	なし		（退職時特別昇給	—		
1人当たり平均支給額	—	千円	1人当たり平均支給額	9,878千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		—		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		—			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）		
	%	人	%		

エ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

平成18年4月1日から特殊勤務手当は全廃いたしました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	1,736千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	248千円
支給実績（28年度決算）	1,330千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	222千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	・配偶者・父母等6,500円、子10,000円 ・16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円を加算	同じ	—	701千円	87,625円
住居手当	貸家・借間に居住する職員に支給 ・借家：家賃に応じた額 限度額27,000円	同じ	—	294千円	36,750円

通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関利用運賃相当額限度額55,000円 ・交通用具使用通勤距離区分に応じた定額限度額31,300円	異なる	・交通用具使用者の手当限度額(国)31,600円	205千円	25,626円
単身赴任手当	公署に異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給 ・基準額30,000円 ・距離区分に応じて加算(月額最高70,000円)	同じ		—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 ・職に応じた定額 83,000円、72,700円、62,300円、51,900円、41,500円、30,100円	異なる	・戦略監級、参事級、課長級の一部、主幹級の手当が異なる	613千円	613,452円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たり給料額×135/100×勤務時間数	同じ	—	15千円	2,228円
夜間勤務当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合に支給 ・午後10時～午前5時 100分の25	同じ	—	一千円	一元
寒冷地手当	寒冷の在勤する職員に支給 本庁舎所在地4級地 ・職員の世帯区	同じ	—	392千円	48,950千円

	分に応じた定額 最高17,800円				
--	----------------------	--	--	--	--